ドルマネーファンド

追加型投信／海外／その他資産（短期金融資産）

2025年3月31日基準

運用実績の推移

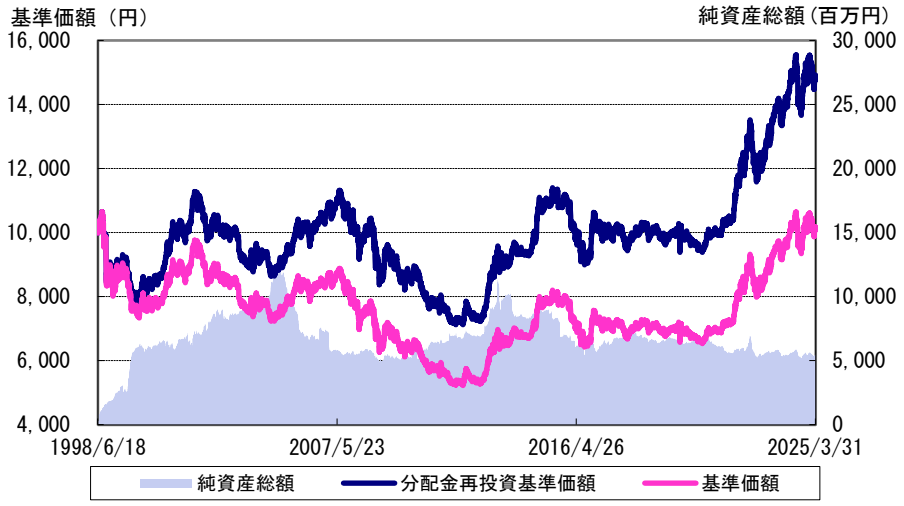

（設定日：1998年6月19日）

基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

分配金再投資基準価額＝前日分配金再投資基準価額×（当日基準価額÷前日基準価額）

（※決算日の当日基準価額は税引前分配金込み）

基準価額は設定日前日を10,000円として計算しています。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

基準価額・純資産総額

基準価額	10,085 円
解約価額	10,085 円
純資産総額	5,418 百万円

※基準価額および解約価額は1万口当たり

ポートフォリオ構成 （単位：%）

資産の内容	比率
ドル建て債券	73.3
ドル預金等	26.4
円資産（コールローン、その他）	0.3
合計	100.0

※1 設定解約とドルの送回金とのタイミングのずれにより、円資産がマイナスとなることがあります。

※2 比率は純資産総額に対する割合です。

騰落率（税引前分配金再投資）

1ヵ月 (2025/02/28)	3ヵ月 (2024/12/30)	6ヵ月 (2024/09/30)	1年 (2024/03/29)	2年 (2023/03/31)	3年 (2022/03/31)
0.20%	-4.70%	6.48%	2.66%	21.30%	33.71%

※1 騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。

※2 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

※3 各期間は、基準日から過去に遡っています。

分配金実績（税引前） ※直近3年分

第96期	(2022.06.10)	10 円	第102期	(2023.12.11)	10 円
第97期	(2022.09.12)	10 円	第103期	(2024.03.11)	10 円
第98期	(2022.12.12)	10 円	第104期	(2024.06.10)	10 円
第99期	(2023.03.10)	10 円	第105期	(2024.09.10)	10 円
第100期	(2023.06.12)	10 円	第106期	(2024.12.10)	10 円
第101期	(2023.09.11)	10 円	第107期	(2025.03.10)	10 円
			設定来累計分配金		3,040 円

※1 分配金は1万口当たり

※2 上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※3 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

債券ポートフォリオの状況

最終利回り	4.22%
平均クーポン	0.00%
平均残存期間（年）	0.40
修正デュレーション	0.40

※組入有価証券評価額に対する割合で加重平均しています。

組入銘柄一覧表 （組入銘柄数：4）

No.	銘柄	通貨	組入比率(%)	残存年数
1	US T BILL 07/10/25	米ドル	19.09	0.28
2	US T BILL 09/04/25	米ドル	18.97	0.43
3	US T BILL 11/28/25	米ドル	18.81	0.66
4	US T BILL 06/12/25	米ドル	16.42	0.20

※組入比率は純資産総額に対する割合です。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、四捨五入して表示しています。

※ 当資料は7枚ものです。

※ P.4の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

Asset Management One アセットマネジメントOne

ドルマネーファンド

2025年3月31日基準

ファンドの特色（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）

米国短期金融商品の金利の確保と為替益の獲得をめざして安定運用を行います。

○ 米国短期金融マーケットへの投資を通して、利子等収益の確保と円安・米ドル高時の為替益の享受により、好リターンの獲得をめざします。

○ 当ファンドにおける主なリスクおよびそれに対する運用方法

為替リスク	円対米ドルの為替相場の変動リスク

・外貨建資産への為替ヘッジは行いません。
・円安／ドル高時：基準価額の上昇要因となります。
・円高／ドル安時：基準価額の下落要因となります。

金利リスク	金利変動により債券価格が変動するリスク

・主に残存期間の短い債券等を組入れることにより、金利変動による債券価格の変動リスクを軽減します。
・ポートフォリオ・デュレーションを6カ月以内と比較的短めにします。

信用リスク	有価証券の発行体が債務不履行になるリスク

・投資対象有価証券・金融商品は、国債・政府機関債のほか、取得時においてMoody's社より「Prime-1」もしくは「Aaa」、S&P社より「A－1」もしくは「AAA」に格付けされた最上級の信用度を有するものに限定して投資することにより、信用リスクを軽減します。
（なお、取得後において格下げがあった場合でも、原則として保有を継続いたします。）

○ ご購入時に購入時手数料がかからないノーロードタイプです。

○ 毎決算時（毎年3月、6月、9月および12月の10日、休業日の場合には翌営業日。）に原則として、利子・配当等収益および有価証券の売買益（評価益を含みます。）等を分配します。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資リスクと費用（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。その他の留意点など、くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

○ 為替リスク…… 為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがいまして、外貨建資産が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該資産の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、為替リスクに対して為替ヘッジを行わないため、円と米ドルの為替レートの変化がファンドの資産価値に大きく影響します。

○ 金利リスク…… 金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

○ 信用リスク…… 当ファンドが投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は信託報酬などです。
費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ドルマネーファンド

2025年3月31日基準

お申込みメモ（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）	
購入単位	販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示しています。）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金 申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日　・ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限（1998年6月19日設定）
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）することがあります。 ・受益権口数が10億口を下回ることとなった場合。 ・受益者のために有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	毎年3月、6月、9月、12月の各10日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年4回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

ファンドの費用（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）	
以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。 ※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。	
●投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	ありません。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
●投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 （信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.045％（税抜0.95％）
その他の費用・ 手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用　等 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※確定拠出年金制度にかかる取扱いの場合には上記内容とは異なる点がございます。くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

※ 当資料は7枚ものです。
※ P.4の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

アセットマネジメントOne

ドルマネーファンド

2025年3月31日基準

投資信託ご購入の注意

投資信託は、
① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

○ 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
○ お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
○ 当ファンドは、債券等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
○ 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
○ 当資料における内容は作成時点(2025年4月9日)のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆収益分配金に関する留意事項◆
○収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
○受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
○分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

◆委託会社およびファンドの関係法人 ◆
＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第324号
加入協会:一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
＜受託会社＞みずほ信託銀行株式会社
＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください

◆委託会社の照会先 ◆

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)
ホームページ　URL https://www.am-one.co.jp/

※ 当資料は7枚ものです。

アセットマネジメントOne

ドルマネーファンド

2025年3月31日基準

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。　　2025年4月9日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社群馬銀行	登録金融機関　関東財務局長（登金）第46号	○		○		
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関　関東財務局長（登金）第38号	○				
株式会社第四北越銀行	登録金融機関　関東財務局長（登金）第47号	○		○		
株式会社八十二銀行	登録金融機関　関東財務局長（登金）第49号	○		○		
株式会社静岡銀行	登録金融機関　東海財務局長（登金）第5号	○		○		
スルガ銀行株式会社	登録金融機関　東海財務局長（登金）第8号	○				
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第6号	○		○		
株式会社紀陽銀行	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第8号	○				
株式会社伊予銀行	登録金融機関　四国財務局長（登金）第2号	○		○		
株式会社佐賀銀行	登録金融機関　福岡財務支局長（登金）第1号	○		○		
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関　九州財務局長（登金）第2号	○				
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関　福岡財務支局長（登金）第6号	○		○		
株式会社東和銀行	登録金融機関　関東財務局長（登金）第60号	○				
株式会社京葉銀行	登録金融機関　関東財務局長（登金）第56号	○				
株式会社徳島大正銀行	登録金融機関　四国財務局長（登金）第10号	○				
第一生命保険株式会社	登録金融機関　関東財務局長（登金）第657号	○	○			
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第3283号	○	○		○	
八十二証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第21号	○	○			
三菱UFJ　eスマート証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第61号	○	○	○		
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者　四国財務局長（金商）第21号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第44号	○		○	○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○	
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者　九州財務局長（金商）第18号	○				
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者　近畿財務局長（金商）第15号	○	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
内藤証券株式会社	金融商品取引業者　近畿財務局長（金商）第24号	○			○	
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第3335号	○	○			
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第164号	○		○		
丸三証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第167号	○				
水戸証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第181号	○	○			
株式会社みずほ銀行	登録金融機関　関東財務局長（登金）第6号	○		○	○	※1
株式会社りそな銀行	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第3号	○	○	○		※1
株式会社青森みちのく銀行	登録金融機関　東北財務局長（登金）第1号	○				※1
株式会社足利銀行	登録金融機関　関東財務局長（登金）第43号	○		○		※1
株式会社横浜銀行	登録金融機関　関東財務局長（登金）第36号	○		○		※1
株式会社山口銀行	登録金融機関　中国財務局長（登金）第6号	○		○		※1
株式会社北九州銀行	登録金融機関　福岡財務支局長（登金）第117号	○		○		※1
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○	※1
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第170号	○	○			※1

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

＜備考欄について＞

※1　新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
※2　備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
※3　備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

（原則、金融機関コード順）

ドルマネーファンド

2025年3月31日基準

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。　2025年4月9日現在

○印は協会への加入を意味します。

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
北海道信用金庫	登録金融機関　北海道財務局長（登金）第19号					
室蘭信用金庫	登録金融機関　北海道財務局長（登金）第33号					
帯広信用金庫	登録金融機関　北海道財務局長（登金）第15号					
大地みらい信用金庫	登録金融機関　北海道財務局長（登金）第26号					
米沢信用金庫	登録金融機関　東北財務局長（登金）第56号					
一関信用金庫	登録金融機関　東北財務局長（登金）第26号					
あぶくま信用金庫	登録金融機関　東北財務局長（登金）第24号					
高崎信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第237号					
利根郡信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第240号					
しののめ信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第232号					
栃木信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第224号					
烏山信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第222号					
埼玉縣信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第202号	○				
青木信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第199号					
川崎信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第190号	○				
平塚信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第196号					
東京シティ信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第177号					
亀有信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第149号					
西武信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第162号	○				
城北信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第147号	○				
青梅信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第148号	○				
多摩信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第169号	○				
長岡信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第248号					
三条信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第244号					
松本信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第257号					
飯田信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第252号					
福井信用金庫	登録金融機関　北陸財務局長（登金）第32号					
しずおか焼津信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第38号					
静清信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第43号	○				
浜松磐田信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第61号					
三島信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第68号					
富士宮信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第65号					
富士信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第64号					
遠州信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第28号					
岐阜信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第35号	○				
高山信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第47号					
八幡信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第60号					
岡崎信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第30号	○				
瀬戸信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第46号	○				
碧海信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第66号	○				
西尾信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第58号	○				
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第34号					
桑名三重信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第37号					

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

＜備考欄について＞

※1　新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
※2　備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
※3　備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

（原則、金融機関コード順）

※ 当資料は7枚ものです。
※ P.4の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

アセットマネジメントOne

ドルマネーファンド

2025年3月31日基準

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。　2025年4月9日現在
○印は協会への加入を意味します。

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
滋賀中央信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第79号					
長浜信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第69号					
京都信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第52号	○				
京都中央信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第53号	○				
大阪シティ信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第47号	○				
奈良中央信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第72号					
神戸信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第56号					
姫路信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第80号	○				
播州信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第76号	○				
兵庫信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第81号	○				
尼崎信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第39号	○				
日新信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第74号	○				
但馬信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第67号					
但陽信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第68号					
米子信用金庫	登録金融機関　中国財務局長（登金）第50号					
おかやま信用金庫	登録金融機関　中国財務局長（登金）第19号	○				
玉島信用金庫	登録金融機関　中国財務局長（登金）第30号					
広島信用金庫	登録金融機関　中国財務局長（登金）第44号	○				
西中国信用金庫	登録金融機関　中国財務局長（登金）第29号					
高松信用金庫	登録金融機関　四国財務局長（登金）第20号					
観音寺信用金庫	登録金融機関　四国財務局長（登金）第17号					
愛媛信用金庫	登録金融機関　四国財務局長（登金）第15号					
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関　福岡財務支局長（登金）第24号	○				
飯塚信用金庫	登録金融機関　福岡財務支局長（登金）第16号					
遠賀信用金庫	登録金融機関　福岡財務支局長（登金）第21号					
大分みらい信用金庫	登録金融機関　九州財務局長（登金）第18号					
さがみ信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第191号					※1
いちい信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第25号					※1
湖東信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第57号					※1
大阪信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第45号					※1
北海道労働金庫	登録金融機関　北海道財務局長（登金）第38号					
東北労働金庫	登録金融機関　東北財務局長（登金）第68号					
長野県労働金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第268号					
東海労働金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第70号					※1
株式会社八十二銀行（委託金融商品取引業者　八十二証券株式会社）	登録金融機関　関東財務局長（登金）第49号	○		○		
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者　株式会社SBI証券）	登録金融機関　関東財務局長（登金）第10号	○		○		
株式会社イオン銀行（委託金融商品取引業者　マネックス証券株式会社）	登録金融機関　関東財務局長（登金）第633号	○				
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者　マネックス証券株式会社）	登録金融機関　関東財務局長（登金）第10号	○		○		

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
＜備考欄について＞
※1　新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
※2　備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
※3　備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。
（原則、金融機関コード順）